



大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可  
日刊(日曜休日休刊)  
付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第三十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第三十五条第二項の規定を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十年七月十五日

農林水産大臣 佐藤 守良

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 都道府県の防疫(第五十九条―第六十二条)」を「第七章 都道府県の防疫(第五十九条―第六十二条)」を「第八章 交付金(第六十三条―第六十二条)」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 交付金

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十三条 法第三十五条第二項の農家数は、直近に公表された統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条の規定に基づく指定統計第二十六号による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する指定統計による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の普通畑の調査日前一年間に飼料用作物だけを作った畑の面積及び畑の牧草専用地の面積を控除したものによるものとする。

3 法第三十五条第二項の市町村数は、第一項に規定する指定統計に係る調査が行われた年の二月一日現在における市町村数によるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。